

## 船橋市認知症カフェ運営補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に定める事業である、認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェを自主的に運営する取組み（以下「補助事業」という。）を支援することを目的に交付する「船橋市認知症カフェ運営補助金（以下「補助金」という。）」に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において認知症カフェとは、認知症の人とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集うことができる場づくりや情報交換等を目的とする活動の拠点として自主的に運営されるものであり、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。ただし、第2号から第5号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 主な活動内容は、アからカとする。

ア カフェ形式に机や椅子等を配置し、認知症の人及びその家族等が気軽に集い、安心して利用できる場を提供すること。

イ 認知症に関する市の施策やサービスなどの情報を提供すること。

ウ 利用者からの相談に対し、適切な支援を行うこと。

エ 認知症に対する理解を深めるための講演会等の開催を行うこと。

オ 介護者同士などが気軽に交流できること。

カ 医療・介護サービス事業所が活動するにあたっては、認知症の人が補助事業の担い手となり、生きがいを持てるような環境づくりも行うこと。

(2) 市内の利用者が参加しやすい場所（交通の便が良い、気軽に入りやすい等）で開設することとし、10人以上の参加者が共に集えるスペースを確保すること。

(3) 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し次条第1号に掲げる団体等にあたっては月1回以上、次条第2号に掲げる団体等にあたっては2月に1回以上定期的に開設することとし、1回あたりの開設時間は2時間30分以上とすること。

(4) 補助事業に携わる運営スタッフ数は3人以上とすること。

(5) 認知症の人及びその家族からの相談に対応できる人員を月1回（2時間30分以上）は1名以上配置すること。

(6) 地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び介護サービス事業所等並びに地域の関係者等と連携を図り、併せて、市民ボランティア（認知症サポーター及び市民）の参加を積極的に促進し地域に開かれた場になるよう努めること。

(7) 市の認知症施策や事業の企画、調整等を行う認知症地域支援推進員と連携を図り、円滑に本事業を実施すること。

(8) 認知症カフェの周知を行い、利用者の拡大に努めること。

(9) 船橋市認知症カフェへの登録を併せて行い、船橋市ホームページ等で活動について公表することを承諾すること。

### (補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象者は、第1号又は第2号の要件を満たした認知症カフェを運営する団

体又は組織（以下「団体等」という。）であり、かつ、第3号から第9号に掲げる要件を全て満たす団体等とする。ただし、第7号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の活動実績があること。
- (2) 市内に所在する地縁団体、NPO法人又は市が認める団体等であること。
- (3) 継続的な活動を行うことが見込まれる団体等であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、もしくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体等でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (7) 団体等に課せられた市税を滞納していないこと。
- (8) 同一の団体等で、この要綱に基づく補助金を受ける年度に他の認知症カフェ運営に係る補助金を受けていないこと。
- (9) この要綱に基づく補助金を受けたことがない団体等であること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に直接要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の人件費及び謝礼等
- (3) 団体の構成員による会合の飲食費等
- (4) 補助事業以外の経費と識別することが困難な経費
- (5) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする経費

2 前項の規定にかかわらず、国、県及び市の他の補助金等の交付を受けている経費は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から利用者負担金その他収入額を控除した額とし、予算（10万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 船橋市認知症カフェ運営実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体等概要書（第4号様式）
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とする資料

2 前項の提出は、市長が定める期間内に行わなければならない。

3 申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及

び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の提出があった日から、速やかにその内容を審査した上で助成の可否を決定し、その旨を船橋市認知症カフェ運営補助金可否決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条第3号ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（申請事項の変更等）

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書又は補助事業に要する経費、添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請事業変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付の決定の内容を変更し、船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請事業変更決定通知書（第7号様式）により、当該届出をした者に通知することとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業を完了後、20日以内又は第7条の規定による可否決定がなされた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、船橋市認知症カフェ運営実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 補助事業の実施に係る領収書又はこれに代わるものの写し

(3) 実施状況を明らかにする資料（第10号様式）及び事業を実施した詳細が分かる資料（パンフレット、プログラム、ポスター、実施状況を写した写真等）

(4) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第6条第3項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めたときは、既に行った交付決定の額を確定させ、船橋市認知症カフェ運営補助金額の確定通知書（第11号様式）を補助事業者に送付するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 補助事業者は、第10条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、市長に対し、船橋市認知症カフェ運営補助金請求書（第12号様式）により請求する。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、第7条第1項の決定額の2分の1を限度として前金払により補助金を交付することができる。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定もしくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 交付対象の事業を実施しなかったとき。
- (3) 第1項第2号に掲げるもののほか不正の事実が認められるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 第9条の規定により提出を受けた実績報告の書類において、既に交付した補助金の額が補助対象経費を上回ることが確認されたとき。
- (2) 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されたとき。

(経理状況)

第14条 補助事業者は、収支に関する帳票その他補助事業に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により作成した帳簿等は、補助事業の終了後2年間保存しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告させ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(留意事項)

第16条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) 個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及びその家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務によって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 茶菓等を提供する際には衛生管理に留意すること。
- (3) 市民が認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。
- (4) 本補助事業に係る経費と他の事業に係る経費とを明確に区別すること。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市認知症カフェ運営補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第13号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(事務所管)

第18条 この要綱に基づいて補助金に関する事務は、地域包括ケア推進課が所管する。

(補足)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

第1号様式

船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

氏名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年度、船橋市認知症カフェ運営補助金の交付を受けることを希望するので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業の着手・完了予定年月日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

4 交付を受けようとする補助金の申請額

5 関係書類

- (1) 船橋市認知症カフェ運営実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体等概要書（第4号様式）
- (4) 組織の運営に関する定め（定款、規約、会則等）及び会員名簿（任意様式）
- (5) 補助対象活動の内容及びその効果を説明する資料（任意様式）

6 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額へ算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1)で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業者である

消費税法別表第3に掲げる法人等であつて特定収入割合が5%を超える

その他（ ）

## 同意確認欄

(1) 又は(2)の要件を満たした認知症カフェを運営する団体又は組織(以下「団体等」という。)であり、かつ、(3)から(10)に掲げる要件を全て満たす団体であること及び補助金の可否を決定するため、市職員が団体等に課せられた市税の収納状況等可否決定に必要な事項を確認することに同意するうえ、補助金を申請します。

- (1) 市内に住所を有する又は事業所等を設置している社会福祉法人、医療法人等の法人格を有する団体等で、医療又は介護の活動実績があること。
- (2) 市内に所在する地縁団体、NPO法人又は市が認める団体等であること。
- (3) 継続的な活動を行うことが見込まれる団体等であること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、もしくは支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体等でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (7) 団体等に課せられた市税を滞納していないこと。
- (8) 同一の団体等で、この要綱に基づく補助金を受ける年度に他の認知症カフェ運営に係る補助金を受けていないこと。
- (9) この要綱に基づく補助金を受けたことがない団体等であること。
- (10) 船橋市認知症カフェへの登録を併せて行い、船橋市ホームページ等で活動について公表することを承諾すること。

カフェの名称	
運営主体	
事業内容	
期間・時間	計 回
会場	【建物名】 【住所】 船橋市
運営スタッフ	【スタッフ 計 名】 運営員 名 その他 名 〔うち資格を有しているスタッフの人数 名〕 ※医師（氏名）、看護師（氏名）、介護支援専門員（氏名）、 その他（ ）（氏名）
参加者へ配慮	(例) 交通の便・駐車場の有無
カフェのPR (100文字程度)	





# 収支予算書

令和 年 月 日

カフェの名称 \_\_\_\_\_

## 【収入】

1	船橋市認知症カフェ運営補助金	円	
2	団体自己資金	円	
3 から 6 の 小 計	3 参加料収入	@ 円× 人	円
	4 本補助金以外の補助金	円	・ ・
	5 企業等の協賛金・寄付金	円	・ ・
	6 その他 ( )	円	
		円	
<b>A</b>	<b>合 計</b>	円	

## 【支出】

費目	支出内容 (単価、人数、個数等の積算根拠)	金 額
補助 対象 経 費	消耗品及び原材料費	円
	使用料	円
	印刷製本費	円
	通信費	円
	保険料	円
	報償費	円
	その他 ( )	円
補 助 対 象 経 費 合 計		<b>B</b> 円
対 象 外 経 費		<b>C</b> 円
	総事業費 (補助対象経費 B + 対象外経費 C)	

上記の積算額は ( 税込額 ・ 税抜額 ) である。

# 団 体 等 概 要 書

令和 年 月 日

フリガナ			
団体名			
目的・活動 設立経緯			
所在地等	〒		
	TEL	FAX	
	ホームページ	E-mail	
設立	年 月 日		
所管			
加盟先			
フリガナ			役 職
代表者			
会 員	<b>【会員計名】</b> 正会員 名      準会員 名      賛助会員 名 その他(一般参加) 名		
年間事業	時 期	事 業 名	参加人数
過去3年 年間予算	年 円	年 円	年 円

第5号様式

船橋市認知症カフェ運営補助金可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 ⑩

年 月 日付けで申請のありました船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請について、船橋市認知症カフェ運営補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 カフェの名称

2 交付決定額 金 円

3 内 訳

費目	金額（円）
消耗品及び原材料費	
使用料	
印刷製本費	
通信費	
保険料	
報償費	
その他（ ）	
	合 計

4 交付条件

申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

第6号様式

船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請事業変更承認申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

氏名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年度、船橋市認知症カフェ運営補助金の交付の決定のあつた件について、下記の理由によりその内容を変更したいので、船橋市認知症カフェ運営補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

記

変更の理由・内容

（注） 事業内容を変更する場合は、変更前の内容と変更後の内容等が比較対照できるよう資料を添付すること。

第7号様式

船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請事業変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のありました船橋市認知症カフェ運営補助金交付申請 事業変更承認申請について、船橋市認知症カフェ運営補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 カフェの名称

2 交付決定額 金 円

3 内 訳

費目	金額 (円)
消耗品及び原材料費	
使用料	
印刷製本費	
通信費	
保険料	
報償費	
その他 ( )	
合 計	

4 その他

年 月 日

船橋市長あて

住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名

船橋市認知症カフェ運営補助金の対象となる活動を完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1 カフェの名称

2 事業の着手・完了予定年月日

着手 年 月 日 完了 年 月 日

3 交付決定を受けた補助金額

4 関係書類

(1) 収支決算書（第9号様式）

(2) 補助事業の実施に係る領収書又はこれに代わるものの写し

(3) 実施状況を明らかにする資料（第10号様式）

(4) 事業を実施した詳細が分かる資料（パンフレット、プログラム、ポスター、実施状況を写した写真等）

# 収 支 決 算 書

令和 年 月 日

カフェの名称 \_\_\_\_\_

## 【収 入】

1	船橋市認知症カフェ運営補助金		円	
2	団体自己資金		円	
3 から 6 の 小 計	3 参加料収入	@	円×	人 円
	4 本補助金以外の補助金		円	
	5 企業等の協賛金・寄付金		円	
	6 その他 ( )		円	
			円	
A 合 計			円	

## 【支 出】

費目	支出内容 (単価、人数、個数等の積算根拠)	金 額
補助 対象 経費	消耗品及び原材料費	円
	使用料	円
	印刷製本費	円
	通信費	円
	保険料	円
	報償費	円
	その他 ( )	円
補 助 対 象 経 費 合 計 B		円
対 象 外 経 費		円
	C	円
総事業費 (補助対象経費 B + 対象外経費 C) D		円

上記の積算額は ( 税込額 ・ 税抜額 ) である。



カフェの名称			運営主体							
事業内容										
期間・時間	月日	曜日	時間	会場	参加者数	参加者内訳				
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
	月 日		～			被介護者	介護者	地域住民	専門職	その他
運営スタッフ	計 回									
	<p>【スタッフ 計 名】 運営員 名 その他 名</p> <p>うち資格を有しているスタッフの人数 名</p> <p>〔※医師（氏名 ）、看護師（氏名 ）、介護支援専門員（氏名 ）、その他（ ）（氏名 ）〕</p>									

その他、事業を実施した詳細が分かる資料（パンフレット、プログラム、ポスター、実施状況写真等）を添付してください。

第11号様式

船橋市認知症カフェ運営補助金額の確定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のありました船橋市認知症カフェ運営補助金について、船橋市認知症カフェ運営補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 カフェの名称

2 交付決定額 金 円

3 概算払額 金 円

4 交付確定額 金 円

5 内 訳

費目	金額 (円)
消耗品及び原材料費	
使用料	
印刷製本費	
通信費	
保険料	
報償費	
その他 ( )	
	合 計

5 その他

船橋市認知症カフェ運営補助金請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

氏 名 ㊟

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け船地ケア第 号で決定のあつた補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 決定額 円

2 概算払額 円

3 請求額 円

4 送金先

銀行名		支店名	
預金種別	普通・当座・その他（ ）	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※振込先の口座名義が代表者名と異なる場合は、委任状が必要です。

第13号様式

船橋市認知症カフェ運営補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

住 所

氏 名

連絡先（電話）

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

年 月 日付け船地ケア第 号により交付決定のあつた船橋市認知症カフェ運営補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 確定申告により確定した船橋市認知症カフェ運営補助金に係る消費税及び消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）  
\_\_\_\_\_ 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であつて特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務のない、簡易課税方式、消費税法別表第3号に掲げる法人等であつて特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）